

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について(令和元年度(平成31年度))

## 1 法第5条第1項に基づく届出(新設)

令和2年7月31日現在

NO.	店舗名称	所在地及び設置者	届出日	店舗面積 (㎡)	意見 通知日	意見の 有無	個別的要望事項
1	(仮称)アメリカ屋矢野目店 眼鏡市場福島店	福島市南矢野目谷地70番地の2 株式会社アメリカ屋 株式会社メガネトップ	R1.5.9	1,056	R1.11.12	なし	なし
2	クスリのアオキ天寧寺店	会津若松市天寧寺町219番1外6筆 株式会社クスリのアオキ	R1.5.28	1,440	R1.12.12	なし	なし
3	(仮称)ヨークタウン島店	郡山市島二丁目412外 株式会社三瓶丸上商事	R2.2.25	3,721	審査中		
4	メガステージ二本松Aエリア	二本松市作田240番ほか49筆 株式会社アクティブワン	R2.2.28	4,146	審査中		
5	メガステージ二本松Bエリア	二本松市作田22番1ほか75筆 株式会社アクティブワン	R2.2.28	4,947	審査中		
6	ツルハドラッグ田村大越店	田村市大越町下大越字中田146番2ほか JA三井リース建物株式会社	R2.3.9	1,223	審査中		

※店舗名称に変更があった場合は、新名称で記載しています。

【合計】届出6件 内訳:意見あり0件 意見なし2件(うち個別的要望事項あり0件) 審査中4件

## 2 法第6条第2項に基づく届出(施設の配置及び運営事項の変更)

令和2年7月31日現在

NO.	店舗名称	所在地及び設置者	届出日	届出事項	意見 通知日	意見の 有無	個別的 要望事項
1	カワチ薬品富田店	郡山市富田町字西町下1番地1ほか  株式会社カワチ薬品 有限会社ワイズ	R1.8.13	①駐車場の収容台数 ②駐輪場の位置及び収容台数 ③荷さばき施設の位置 ④廃棄物の保管施設の位置 ⑤荷さばき施設において荷さばきを行う ことができる時間帯	R2.1.29	なし	なし
2	ヨークベニマル安積町店	郡山市安積二丁目125番地ほか 株式会社ヨークベニマル	R1.9.27	①駐車場の位置及び収容台数 ②駐車場の自動車の出入口の数	R2.3.11	なし	なし
3	ラトブ	いわき市平字田町120番地 株式会社ラトブコーポレーション	R1.9.30	①駐車場の位置及び収容台数 ②駐車場の自動車の出入口の位置	R2.3.11	なし	なし

資料 2

4	COOPベスタひがし	喜多方市字惣座の宮2700番地12 生活協同組合コープあいづ	R1.10.16	①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯	R2.5.8	なし	なし
5	リオン・ドール門田店	会津若松市東年貢一丁目44ほか 株式会社リオン・ドールビズ	R1.12.16	①駐車場の収容台数 ②駐車場の自動車の出入口の数	R2.6.1	なし	なし
6	イトーヨーカ堂平店	いわき市平六町目6番地2 真砂不動産株式会社 株式会社イトーヨーカ堂	R1.12.25	①駐車場の位置 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③駐車場の自動車の出入口の位置	R2.6.1	なし	なし
7	株式会社カワチ薬品原町店	南相馬市原町区北町293番地外 株式会社カワチ薬品	R2.1.20	①駐車場の収容台数 ②駐車場の自動車の出入口の数及び位置	R2.7.15	なし	なし
8	ケーヨーデイツー郡山安積店	郡山市笹川二丁目6番1号他 株式会社ケーヨー	R2.3.4	駐車場の自動車の出入口の数及び位置		審査中	

【合計】 届出8件 内訳:意見あり0件 意見なし7件(うち個別的要望事項あり0件) 審査中1件

3 法附則第5条第1項に基づく届出(既存店が法施行後に初めて施設の配置及び運営事項の変更を行う場合)

令和2年7月31日現在

NO.	店舗名称	所在地及び設置者	届出日	届出事項	意見通知日	意見の有無	個別的要望事項
1	ニトリ南相馬原町店	南相馬市原町区北原字境堀 76 番地 1 他 14 筆 東日本ダイワ株式会社	R1.5.17	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	R1.11.27	なし	なし
2	ダイユーエイト八島田店	福島市八島田字勝口仮換地 53 街区 1 画地他 8 筆 株式会社ダイユーエイト	R1.12.5	①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ②大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ③来客が駐車場を利用することができる時間帯	R2.6.29	なし	あり※
3	(仮称)ドン・キホーテ福島コマレオ店	福島市鎌田字舟戸前14番1号外 株式会社コマレオ	R2.1.27	①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置	R2.7.15	なし	なし

【合計】 届出3件 内訳:意見あり0件 意見なし3件(うち個別的要望事項あり1件)

※【騒音に係る事項】

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則において、商業宣伝を目的とした移動放送以外の拡声器の使用可能時間は、午前7時から午後7時までとしているため、開店時刻である午前6時30分から午前7時の間についても、商業宣伝を目的とした拡声器の使用をしないこと。